

## 長期継続契約の対象の追加について

ソフトウェアの使用許諾契約を長期継続契約の対象とします。

### 1 対象とする契約

ソフトウェアの使用許諾契約

(例) ウィルス対策ソフト、タブレット端末等のモバイルデバイス管理ソフト利用契約等

### 2 対象とする理由

ソフトウェアの使用許諾契約（ライセンス契約）は、商慣習上、1年単位で複数年にわたることが一般的な契約です。

契約期間を複数年として契約する方が経済的であり、履行期間中に契約内容に変更が生じる可能性も低いことから、長期継続契約として契約することができることとします。

### 3 適用

令和6年4月1日以後に契約する案件から適用します。

### 【長期継続契約】

長期継続契約は、地方自治法施行令第167条の17に「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」と規定されています。

区は、港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年港区条例第64号）及び港区長期継続契約の運用に関する要綱（平成27年12月28日付27港総契第2178号）で長期継続契約の対象とする契約を規定しています。

事務用機器その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの（抜粋）

- ・電子計算機その他の事務用機器及び業務用機器の借入れ
- ・自動車の借入れ

庁舎等の管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、年間を通じて役務の提供を受ける必要があるもの（抜粋）

- ・建物清掃業務
- ・庁舎等の設備運転管理業務
- ・給食調理業務
- ・警備業務